

山梨県選挙管理委員会告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和二年一月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中込まさゑ

一三、八六八